

【重要】裾野市指定ごみ袋不足に伴う臨時措置について

市指定ごみ袋が全く手に入らない場合に限り、中身が見える透明・半透明の袋でごみを出すことができます。

実施期間

令和8年8月31日まで

(実施期間が延長になりました。)

臨時措置についてのルール

- ・ 指定ごみ袋同様、袋に「区名」「氏名」を記入してください。
- ・ 20L～45Lの袋を利用してください。
- ・ 中身の見えない色つきの袋、口を縛れない袋、他自治体のごみ袋は使用できません。
- ・ 中身が密閉されるよう口を縛って排出してください。
- ・ 対象は、燃えるごみ、プラスチック製容器包装、燃えないごみ（埋立）です。



© 裾野市

問い合わせ先：裾野市 生活環境課 ☎055-995-1816